

令和 6 年 度

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画 書

令和 6 年 3 月

尾 鷲 市

I. ごみ処理編

1 計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和5年度の一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2 基本方針

基本方針1：住民・事業者・行政が連携したごみ減量への意識の向上

基本方針2：資源化を主体とした分別品目の拡充

基本方針3：適正な一般廃棄物（ごみ）の収集・処理・処分の継続

3 計画期間

本計画の計画期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

4 計画対象区域

本計画の対象区域は尾鷲市全域とする。

5 計画対象人口及び世帯

15,955人・8,889世帯（令和5年10月1日現在：住民基本台帳）

6 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み

【法第6条第2項第1号】

[単位：t]

分類 \ 処理量	令和6年度		
	収集ごみ	直接搬入ごみ	計
可燃ごみ	3,183	1,762	4,945
資源ごみ	739	16	755
不燃ごみ	68	52	120
大型ごみ	13	103	116
計	4,003	1,933	5,936

（上記の数値は令和6年2月末までの実績に前年度3月実績を加えた令和5年度推計値を計上）

7 一般廃棄物（ごみ）の排出の抑制のための方策に関する事項

【法第6条第2項第2号】

（１） 住民意識の向上（3R運動の推進（リデュース・リユース・リサイクル））

○リデュース（発生抑制）－Reduce

不必要なものは、持たない・買わない・貰わない・使わない・作らない。
ごみの発生源及び発生過程に観点をおき、ごみの発生を抑制する。また、どうしても必要な部分に関しては、予め、ごみの発生量及び発生状況の把握につとめ最小限の発生量で抑制できるように考慮する。

（マイバッグ運動・計画的な購入の推進・リターナル容器の活用・商品購入時の過剰包装拒否など）

○リユース（再使用、再利用）－Reuse

何回も繰り返し使う。（もったいない。）

電気製品のわずかな故障や少し壊れた家具など買い換えるのではなく、修理などで同じ物の再利用に心掛ける。また、洋服のうち、特に子供服は、子供の成長に伴い大きさが合わなくなることがよくあり、不要なものは廃棄となりがちですが親戚や近所の子供のいる家庭等に声をかけるなどして、なるべく再利用してもらうようにし、「もったいない。」の意識を大切にす。

（まだ使用できるものを無料提供など）

○リサイクル（再資源化）－Recycle

再商品化される商品の原材料として再生利用。

ごみ1つ1つの素材ごとの分別処理を徹底することで資源（原材料）に戻します。戻された資源（原材料）を再利用することで、循環型社会の構築を行います。

また、ごみの中から再生可能な原材料（資源）を取り出すことにより必然的に、ごみとして埋立処分される全体量が減少することとなります。

「限りある資源の有効活用」

「混ぜればごみ、分ければ資源」

（分別の徹底、清掃工場での細分化作業など）

※本市のごみの減量化に向け推進する3R運動の概要は上記のとおりであり、特に本市では住民のごみの発生抑制への意識の高揚に向け、周知の啓発に努める。

（２） 流通・販売事業者の協力・推進・・・（法第3条の規定に基づく方針）

（３） 審議体制の整備・・・（法第5条の7および8の規定に基づく方針）

8 分別して収集するものとした一般廃棄物（ごみ）の分別区分

【法第6条第2項第3号】

住民協力度、尾鷲市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は次の表のとおりとする。

(1) 収集するごみの分類（ステーション及び回収拠点等）

分別の区分		
収 集	燃やすごみ（可燃ごみ）	生ごみ等の可燃ごみ (木製及びプラスチック製等のごみも含む)
	燃やさないごみ（不燃ごみ）	ガラス類・陶磁器類
	燃やさないごみ（資源ごみ）	ビン類（無色びん・茶色びん・その他びん）
		缶類（飲料缶・空き缶）
		金属類（金属(鉄)及びその他金属（アルミ等））
		廃家電製品等 (複合製品も含む)
		新聞・段ボール・その他紙
		繊維類（衣類等）
		発泡スチロール
		紙パック（牛乳パック等）
		ペットボトル
		白色トレイ
		資源プラスチック類（軟質系プラスチック類）
	有害ごみ	乾電池・蛍光灯等（一部、水銀が含まれる為）

(2) 持込ごみの分類（尾鷲市清掃工場他）

分別の区分		
持 込	上記の収集するごみ	上記の収集するごみも持込が可能である。
	大型ごみ（粗大ごみ）	上記の収集するごみの大きさが概ね四方が50cm、 重さが10kgを超えるもの
	事業系一般廃棄物	※1 下記参照
	水銀体温計	尾鷲市クリンクルセンターに持ち込みをする。
	リサイクルできる製品	尾鷲市クリンクルセンターに持ち込みをする。 (家電4品目を除く)

※1 事業系一般廃棄物については、法第3条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

(3) 取り扱わないごみについて (適正処理困難物)

市の施設で処理が不可能なため、販売業者および処分業者等が処理するものは次の表のとおりとする。

処理困難物について		
これらのものは尾鷲市では取扱いできませんので、処分する方法はご購入された販売店や廃棄物処理業者に問い合わせてください。 また、清掃工場に持ち込む前に確認してください。 尾鷲市清掃工場 ☎22-3245		●産業廃棄物 ●爆発性のあるもの ●引火性のあるもの ●毒性のあるもの ●危険性のあるもの ●特別管理型一般廃棄物に指定されているもの ●著しく悪臭を発するもの ●上記のほか、廃棄物処理を著しく困難にするもの、又は市の処理施設の機能に支障をきたすもの
種 類	主なもの	処理依頼先
危 険 物	プロパン、農薬、劇薬、毒物、火薬、その他爆発性・引火性のあるもの 消火器	販売店 消火器リサイクル推進センター
自 動 車 関 係	廃棄自動車、単車、タイヤ、バッテリー、その他機械類を分解・改造の際に使われた交換部分	販売店
建 設 関 係	土砂、がれき、石膏ボード、その他建設廃材、家の改築工事等から出るもの (日曜大工等で生じる少量の木材は受け入れ可能です。)	施工業者 廃棄物処理業者
漁 業 関 係	網、プイ、FRP製のもの	廃棄物処理業者
農 業 関 係	ビニールハウス	廃棄物処理業者
処 理 困 難 物	耐火金庫、スプリングマット、大木(直径30cm、又は長さ2m以上)	廃棄物処理業者
	ソーラーシステム、電気温水器、浴槽など (取替時に施工業者に処理を依頼してください。) (個人で取替え方は下記の※を参照)	廃棄物処理業者 施工業者
業 務 用 機 器	業務用冷凍庫、業務用大型冷蔵庫、業務用複合機など	販売店 廃棄物処理業者

※上記のソーラーシステム、電気温水器、浴槽等の取替えに施工業者を利用せず個人で取替えた方は予め素材ごとに分解・分別して清掃工場に持込ができます。

9 一般廃棄物収集運搬体制

(1) 家庭系ごみ収集・運搬 ― 委託

一般廃棄物の種類			方法	回数	収集・運搬	車両及び台数			
可燃ごみ	可燃ごみ		ステーション 収集及び 戸別収集	週2回	委託業者	2 t ^ハ ッカー車 4 t ^ハ ッカー車	3 台 1 台		
不燃ごみ	ガラス類 陶磁器類		分別 ステーション	月1回		2 t ^ハ ッカー車 2 t ^{リフト} 車 3 t ^{リフト} 車 2 t ^{ダンプ} 車	5 台 3 台 2 台 2 台		
資源ごみ	紙類	新聞 段ボール その他紙							
	ビン類	無色 茶色 その他							
	缶類	飲料缶 空き缶							
	金属類	金属（鉄） その他金属 （アルミ等）							
	廃家電製品等								
	繊維類（衣類）								
	発泡スチロール								
	資源プラスチック類							分別ステーション	週1回
	紙パック							回収拠点収集	随時
	ペットボトル								
白色発泡トレイ									
有害ごみ	蛍光管 乾電池	クリンクル センター直接搬入							
	水銀体温計								

(2) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者 — 民間

29 業者

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

	許可業者名	住 所
1	昭和環境管理 有限会社	尾鷲市矢浜四丁目 5 番 15 号
2	有限会社 紀州海上サービス	尾鷲市大滝町 1 番 9 号
3	白川商店	尾鷲市林町 5 番 4 号
4	山本商店	尾鷲市林町 5 番 9 号
5	有限会社 尾鷲環境開発	尾鷲市矢浜二丁目 8 番 22 号
6	株式会社 寺下商店	尾鷲市林町 4 番 3 号
7	朴商店	北牟婁郡紀北町小山浦 455 番地 28
8	株式会社 JP ハイテック発電事業本部 北山川事業所 尾鷲出張所	尾鷲市古戸町 6 番 26 号
9	三重コニックス 株式会社	四日市市芝田一丁目 2 番 13 号
10	梅谷ビルサービス（便利屋うめたに）	尾鷲市矢浜二丁目 16 番 31 号
11	山信運送有限会社	尾鷲市大字向井 9 番地 2
12	輪内便利社	尾鷲市賀田町 451 番地 2
13	熊野小型運送株式会社	和歌山県 新宮市あけぼの 4 番 1 号
14	公益社団法人尾鷲市シルバー人材センター	尾鷲市栄町 5 番 5 号
15	株式会社 五味建設	北牟婁郡 紀北町便ノ山 539 番地の 4
16	大達建設株式会社	度会郡大紀町柏野 1492 番地の 1
17	便利屋K	尾鷲市野地町 9 番 3 号
18	三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
19	株式会社 ハヤミ重機	尾鷲市大字南浦 2553 番地の 2
20	株式会社 濱畑	尾鷲市小川東町 30 番 10 号 2 F
21	有限会社 浜口組	尾鷲市三木里町 433 番地

22	有限会社 前田商店	熊野市有馬町 5004 番地の 6
23	ライフ プラス	北牟婁郡紀北町相賀 514 番地 4
24	エコスマイル	伊勢市船江 3 丁目 4 番 15 号
25	チーム宮本	尾鷲市宮ノ上町 10 番 2 号
26	合同会社 ミル商事	尾鷲市中央町 1 番 11 号 リバービル中央 2F
27	うめたに便利屋	尾鷲市矢浜二丁目 12 番 9 号
28	株式会社榎本組	尾鷲市賀田町 547 番地 3
29	大河内株式会社	北牟婁郡紀北町上里 45 番地 2

※ 収集運搬業許可業者の報告義務

本市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 19 条の規定に基づき、実績報告書を本市に提出する義務がある。

10 一般廃棄物（ごみ）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的な事項
【法第6条第2項第4号】

(1) 収集運搬処理計画

一般廃棄物の種類			収集容器	収集・運搬	中間処理 選別・保管	最終処分
可燃ごみ	可燃ごみ		有料指定ごみ袋	委託業者	本市直営 (清掃工場)	委託業者
不燃ごみ	ガラス類 陶磁器類		収集日の 早朝に設置する 分別ステーション用コンテナ			
資源ごみ	紙類	新聞 段ボール その他紙			委託業者 (直接搬入) 及び 本市直営 (清掃工場)	
	プラスチック類	軟質系の プラスチック (容器包装 プラスチック も含む)				委託業者
	ビン類	無色 茶色 その他			本市直営 (清掃工場)	(財) 日本 容器包装 リサイクル 協会 指定取引場所
	缶類	飲料缶 空き缶				委託業者 (直接搬入) 及び 本市直営 (清掃工場)
	金属類	金属 (鉄) その他金属 (アルミ等)			本市直営 (清掃工場)	
	複合製品等					本市直営 (清掃工場)
繊維類 (衣類等)						

一般廃棄物の種類		収集容器	収集・運搬	中間処理 選別・保管	最終処分
資源 ごみ	発泡スチロール	収集日の 早朝に設置する 分別ステーション用コンテナ	委託業者	本市直営 (清掃工場)	委託業者
	紙パック	回収拠点の ボックス			
	ペットボトル				
	白色発泡トレイ				
有害 ごみ	蛍光管 乾電池				
水銀体温計					

(2) 常設ステーションによる収集

(家庭から排出される下記の品目に限る)

(旧尾鷲地区)

平成17年9月より、下記の2カ所に常設ステーションを設置

設置場所	収集品目
山本サッシ店北側	ビン類（無色・茶色・その他色）・ガラス・陶磁器類 カン類（飲料缶・空き缶）
富士商会東側	

(周辺地区)

平成28年12月より随時設置し、現在は下記の7カ所。

設置場所	収集品目
須賀利漁協横	紙類（新聞紙・段ボール・その他紙）
九鬼診療所横	
早田コミュニティー センター横	
三木里地区会事務所裏	
古江コミュニティー センター裏	
ありよしや南側駐車場 (賀田町)	
梶賀駐車場横消防庫	

(3) 一般廃棄物（ごみ）処分業許可業者
3 業者

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

	許可業者名	主な処分	住 所
1	株式会社 オー・シー・エス	可燃物	尾鷲市大字南浦字川ノ奥矢所 3 5 5 1 番地 5
2	株式会社 寺下商店	不燃物	尾鷲市林町 4 番 3 号
3	株式会社 JP ハイテック発電事業 本部北山川事業所 尾鷲出張所	自家処理	尾鷲市古戸町 6 番 2 6 号

① 処分業者の報告義務

本市一般廃棄物処分業許可業者は、尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 19 条の規定に基づき、毎月の処理量実績を本市に報告する義務がある。やむを得ず一般廃棄物を市の区域外へ搬出する場合は、事前に本市へ報告し、承認を受ける必要がある。

②一般廃棄物（ごみ）処分許可業者の処理施設の整備に関する事項は、本計画の P12 に記載

(4) 資源ごみ有償取引状況

令和 5 年度は下記の品目であるが、引渡時の情勢により異なる場合があります。

○平成 1 2 年度より、発泡スチロール

(清掃工場にて、製品（インゴッド）に加工後出荷)

○平成 1 8 年度より、紙類及び紙パック、缶類、金属類は直接出荷

ペットボトルは収集し、圧縮梱包後に出荷

○平成 2 1 年度より、白色発泡トレイ

(発泡スチロール同様、清掃工場で製品（インゴッド）に加工後出荷)

○平成 2 9 年度より、家電コード類

(5) 有料化制度

○可燃ごみの指定ごみ袋による収集手数料

指定袋の 1 枚毎の料金は、下記のとおりである。(販売は 10 枚セット)

大 (45ℓ) 3 8 円・中 (30ℓ) 2 5 円・小 (15ℓ) 1 2 円・極小 (10ℓ) 8 円

※有料の指定ごみ袋での収集は、可燃ごみだけであり、それ以外の
不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみの本市収集可能物の収集は無料

○清掃工場持込処理手数料

家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入分
従量料金

5 0 k g 以下を 5 0 0 円とし、5 0 k g を超える部分は 1 0 k g を増すごとに
1 0 0 円を加算した額

但し、50kg を超えて 10kg 未満の端数が生じた場合は切り上げる。

(6) 感染性一般廃棄物（在宅医療廃棄物）の処理

医療廃棄物は廃棄物処理法上、感染危険度および廃棄物の性状等によって、大きく4つ（特定管理型産業廃棄物・産業廃棄物・特定管理型一般廃棄物・一般廃棄物）に分類される。原則として本市に処理責任がある医療廃棄物は感染性廃棄物である特定管理型一般廃棄物と非感染性廃棄物の一般廃棄物の2つの廃棄物が該当するが、下記の項目に留意して2次感染にしないように細心の注意のうえ、運搬処理を行うこととする。

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持込みし、感染性産業廃棄物として医療機関等が処理を行う。（糖尿病用自己注射針等）
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物のうち、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い一般廃棄物として処理を行う。また、完全に除去できない可燃性の廃棄物は感染物の拡散や接触付着がないように留意したうえで可燃物として処理を行う。
- ③ 可燃性の医療廃棄物で資源ごみとして処理できるものであっても、血液や薬物の感染性等の恐れが考えられる場合は可燃ごみとして焼却処分を行う。
- ④ 流行性の感染症等（コロナウィルス・インフルエンザほか）の細菌の感染に恐れのある廃棄物に関しても、上記の①から③のとおり医療廃棄物の処理に従い適正に処理を行う。

(7) 犬・猫等の小動物の処理

- ① 飼い犬・飼い猫等のペットが死亡した場合は、環境課に清掃工場動物専用焼却炉使用申請書にて届出を行うとともに一般廃棄物処理手数料を納付していただき、環境課が当該死体を保管する。その後、尾鷲市清掃工場動物専用焼却炉にて焼却処分を行う。処理手数料については、犬は一頭につき 1,500 円、猫は一頭について 1,000 円、その他犬・猫に類する動物は別に定める。ただし、市外の方については各々2倍の額とする。
- ② 排出者（飼い主等）が不明な路上死等については、本市が収集運搬処理を行う。ただし、国道及び県道又は海岸・河川等の公共用地については、所管する国又は県が収集・運搬を行う。
※法第5条（清潔の保持等）により、土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

1 1 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項

(1) 処理施設の整備 (尾鷲市直営施設) 【法第6条第2項第5号】

【焼却処理施設】

名称	尾鷲市清掃工場
所在地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供用開始	平成3年3月
処理方式	機械化バッチ式焼却炉
処理能力	45 t / 8 h (22.5t/8h × 2炉)
運転管理	本市直営
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
ガス冷却設備	水噴射方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機 (バグフィルター) 有害ガス除去装置 ダイオキシン類除去装置
排水処理設備	[ごみピット汚水] 高温酸化処理方式 (炉内噴霧) [プラント排水] 接触酸化法+ろ過 (再循環無放流)
備考	

【大型ごみ処理施設】

名称	尾鷲市清掃工場
所在地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供用開始	昭和63年3月
処理対象	大型可燃ごみ・不燃ごみ
処理方式	油圧式破碎切断機
処理能力	15 t / 5 h
運転管理	直営
備考	

【最終処分場】

名称	尾鷲市清掃工場
所在地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供用開始	昭和51年3月
処分対象	不燃ごみ
計画埋立面積	約7,080 m ²
計画埋立容量	116,200 m ³
施設区分	安定型処分場
備考	平成11年度より休止中

(2) 処理施設の整備 (一般廃棄物処分業許可業者)

【可燃物焼却施設】

名 称	株式会社 オー・シー・エス
所在地	尾鷲市大字南浦字川ノ奥矢所 3551-5
供用開始	平成 9 年 2 月
処理能力	28 t / 日 (24 時間)
処理対象	可燃ごみ
備 考	

※上記施設で発生する事業系一般廃棄物の焼却残渣等については、本市と協議の上、尾鷲市清掃工場での受入処分を可能とする。

【不燃物処理施設】

名 称	株式会社 寺下商店
所在地	尾鷲市林町４番３号
供用開始	昭和 32 年 4 月
処理能力	圧縮・切断施設 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類 4.83 t (8 時間) 金属くず 18.24 t (8 時間) ｶﾞﾗｽくず等 13.82 t (8 時間) 圧縮施設 金属くず 10.93 t (8 時間)
処理対象	不燃ごみ
備 考	

【自家処理（リサイクル）】

名 称	株式会社 JP ハイテック発電事業本部 北山川事業所 尾鷲出張所
所在地	尾鷲市古戸町 6 番 26 号
供用開始	昭和 35 年 3 月
処理施設	移動式粉碎機（チップとしてリサイクル）
処理対象	流木・伐採木（自家処理）
備考	

1 2 本市区域外に搬出处分をする一般廃棄物

【法第 6 条第 3 項第 1 号】

(1) 家庭系

(廃掃法施行令第 4 条第 1 項第 9 号のイの規定に基づく廃棄物)

○紀北町・・・1 次処理資源プラスチック類 120.0 t

○伊賀市・・・焼却残渣 (550.0 t)
 可燃物 (400.0 t)
 汚泥 (60.0 t)
 廃家電・繊維残渣 (180.0 t)
 ガラス・陶磁器類 (140.0 t)
 2 次処理資源プラスチック類 (120.0 t)
 可燃物 (400.0 t)
 計 1,450.0 t

○大阪市・・・蛍光管 4.0 t

○北見市・・・乾電池 6.0 t

(2) 事業系

(廃掃法施行令に基づかない民間業者から民間業者への区域外搬出)

本市一般廃棄物処分業許可業者～伊賀市内の一般廃棄物処分許可業者

○伊賀市・・・焼却残渣 (15 t)

1 3 ごみの再資源・減量化に向けた奨励金および補助金制度

(1) 資源ごみ集団回収の奨励金交付や促進

本市では、ごみの減量化・再資源化を図ることを目的に、地域で自主的に古紙等の回収活動を行っている営利を目的としない団体（子供会・自治会等）による集団回収を促進するため、古紙等資源集団回収団体奨励金の交付を奨励している。

対象物は新聞紙・段ボール・その他の紙類であり、回収重量 1 kg 当たり 5 円の奨励金を交付する。

(令和 5 年度実績見込)

	尾鷲市古紙等資源集団回収団体奨励金
活動団体数	2 団体
申 請 件 数	3 件
回 収 量 (kg)	3, 4 3 0 k g
奨励金交付額	1 7, 1 5 0 円

(上記の数値は令和 6 年 2 月末までの実績)

(2) 環境保全対策資材購入費補助金制度

各家庭の厨芥ごみや庭木の剪定枝、落葉等の排出量削減に向け、環境保全対策資材（電動生ごみ処理機他）を購入される場合、資材の種類に応じ補助金を支給している。

① 電動生ごみ処理機（1世帯1機のみ）

補助金額は購入費の2分の1とし、1機あたり30,000円を限度額とする。

② 生ごみ処理容器（コンポスト、ぼかし容器など。ただし紙製のものを除く。1世帯2基まで）

補助金額は購入費の2分の1とし、1世帯あたり5,000円を限度額とする。

③ ガーデンシュレッダー（1世帯あるいは1団体1機のみ）

補助金額は購入費の2分の1とし、1機あたり30,000円を限度額とする。

（令和5年度実績見込）

	補助件数	補助金額
電動生ごみ処理機	2件	51,900円
生ごみ処理容器	2件	4,500円
ガーデンシュレッダー	0件	0円
計	4件	56,400円

（上記の数値は令和6年2月末までの実績）

※ガーデンシュレッダーの購入費補助金制度は平成28年度から導入

1.4 その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関して必要な事項

(1) 処理困難な廃棄物の処理依頼について

一般廃棄物のうち、市の施設で処理が困難な廃棄物については、民間業者に処理を依頼することがある。

(2) 災害時における処理について

尾鷲市災害廃棄物処理計画に基づき、速やかに実行する。

(3) 家電4品目について

特定家庭用機器再商品化法対象の家電4品目（洗濯機、乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(液晶・プラズマ含む)）については、小売店等に引き渡しリサイクル処理をする。又、小売店等が現在、存在しないなどの不備が生じた場合は家電リサイクル法に伴い、郵便局にて指定のリサイクル券購入後、指定取引場である協和運送有限会社 尾鷲倉庫（尾鷲市矢浜4丁目1-10）にて搬入処理を行う。

(4) パソコンの処理について

本市から発生する廃パソコンについては、下記の 3 通りの処理処分方法にて行う。

① 「使用済み小型家電リサイクル法」に基づいた処理方法として、平成 26 年 4 月より本市収集分別項目であるその他の日の複合製品で処分ができます。

② 「資源有効利用促進法」に基づいた PC リサイクルルートにより A 及び B のとおり適正に処理を行う。

A 購入した販売店に処理を依頼する。販売店が不明・存在していない場合は B の要領にて処理を行う。

B 各製造メーカーのパソコン処理受付窓口連絡し、メーカーの指示の従い処分する。製造メーカーが不明・存在していない場合はパソコン 3R 推進協会に連絡する。

3R 推進協会 TEL 03-5282-7685

③ 宅配を活用した無料回収処理

市の連携・協力事業者であるリネットジャパン株式会社が、宅配便による回収を行っています。プリンタなどの周辺機器も同時に回収を行っており、個人情報のデータ消去サービスもあります。

詳しくは、尾鷲市のパソコン処理、若しくはリネットジャパン株式会社 (<http://www.retet.jp>) TEL 052-582-2295 までご連絡ください。

(5) 環境美化活動（団体・個人）により集められたごみの処理について

個人により環境美化活動用指定ごみ袋交付の申請により交付されたごみ袋での美化活動においては、通常の可燃ごみの収集場所に置いていただく。団体による環境美化活動計画書提出により配布されたごみ袋での美化活動については、団体自らが清掃工場に運搬するか、若しくは提出時に回収依頼した場合は、環境課が回収して清掃工場にて処理を行う。

(6) 不法投棄対策として（野焼きも含む）

本市では不法投棄パトロール員を設置し三重県紀北地域活性化局環境室および尾鷲警察署と連携を密にとり、不法投棄対策に努める。また、法律上、投棄者が特定されない場合は土地の所有者が処分することになるため、不法投棄対策（再発防止の為）を土地の所有者とも協議を行う。

不法投棄を発見した場合は、ご連絡は

○尾鷲市環境課廃棄物係

TEL 22-0605

Fax 23-1700

○三重県紀北地域活性化局環境室

TEL 23-3469

Fax 23-2130

注）通報を受けても、投棄者を特定する必要があるために、直ぐに撤去ができない場合がある。

Ⅱ．浄化槽汚泥及びし尿等処理編

1 計画対象区域

本計画の対象区域は尾鷲市全域とする。

2 計画対象人口及び世帯

15,955人・8,889世帯（令和5年10月1日現在：住民基本台帳）

3 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の発生量及び処理量の見込み

[単位：kℓ]

	令和6年度			処理方法
	し尿	浄化槽汚泥	計	
市直営収集	3,235	6	3,241	陸上処理等
許可業者	0	11,209	11,209	
自家処理	0	0	0	
計	3,235	11,215	14,450	

（上記の数値は令和6年2月末までの実績に前年度3月実績を加えた令和5年度推計値を計上）

4 収集運搬

（1）水洗化（単独・合併処理浄化槽汚泥）

市の許可を受けた4業者により収集運搬され、尾鷲市クリーンセンターで処理を行う。

浄化槽汚泥収集体制

（令和6年3月1日現在）

許可業者		車 両	台 数	許可業者	浄化槽汚泥 収集担当地区
名 称	代表者	保有台数	実働台数	従業員数	
クリーン(有)	濱中 長司	3台	3台	8人	市内全域
(株)南清社	小倉 裕司	2台	2台	7人	
昭和環境管理(有)	枅田 恭典	4台	4台	7人	
昭和住設(株)	枅田 恭典	2台	6台	5人	

○車両保有台数及び実働台数は収集車両（運搬専用車両は含まれず。）

※ 収集運搬業許可業者の報告義務：本市一般廃

※ 棄物収集運搬業許可業者は、尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第19条の規定に基づき、実績報告を本市に提出する義務がある。

- (2) 非水洗化（し尿一般汲取）は、本市直営で収集運搬し単独・合併浄化槽と同様の処理を行う。なお、収集量は人口の減少および水洗化の移行により年々減少する傾向にある。

① 収集区域・回数及び収集方法

分類	収集形態	区域	回数	方法
し尿	直営	市内全域	随時	戸別収集

② 収集車両の種別及び台数

車種	台数	用途等
2 t バキューム車	4 台	し尿収集用

5 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理方法

- (1) 水洗化・・・市内の浄化槽汚泥収集運搬許可業者（4 業者）が収集し、尾鷲市クリーンセンターに搬入処理をする。

収集運搬業者は尾鷲市クリーンセンターでの受入が可能な範囲内での作業行程を事前に環境課と協議の上、その範囲内での作業を行う。

- (2) 非水洗化・・・本市、環境課にて処理依頼を受け付け、尾鷲市クリーンセンターに搬入処理を行う。

非水洗化の収集運搬は、旧尾鷲地区・周辺地区と予め作業日程を設定したうえで、収集運搬作業を行っているため広報等で事前にお知らせし、余裕をもった処理依頼を行うよう啓発する。

6 し尿及び浄化槽汚泥処理施設

本市の処理区域内で収集されたし尿・浄化槽汚泥は、下記の尾鷲市クリーンセンターにおいて、全量処理が行われ運転管運転管理は包括業務委託している。

処理施設等

施設名称	尾鷲市クリーンセンター
所在地	尾鷲市大字南浦字真砂福松 2 5 6 2 - 8
業務開始	平成 1 8 年 1 2 月
新施設稼働	平成 1 8 年 1 2 月竣工
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋ 高度処理設備
処理能力	5 0 kℓ /日（浄化槽汚泥 3 5 kℓ /日・し尿 1 5 kℓ /日）
運転管理	包括業務委託（平成 2 5 年度より）
処 理 水 質	P H : 5 . 8 ～ 8 . 6 T - N : 1 0 mg/ℓ 以下 B O D : 1 0 mg/ℓ 以下 T - P : 1 mg/ℓ 以下 C O D : 2 0 mg/ℓ 以下 色 度 : 3 0 度以下 S S : 5 mg/ℓ 以下 大腸菌群 : 1 0 0 個/cm ³ 以下
放 流 先	矢ノ川
放 流 水 量	7 5 m ³ /日～8 5 m ³ /日
備 考	

施設名称	中継貯留槽
所在地	尾鷲市九鬼町字防主山 8 6 4 - 3
施設規模	2 0 kℓ × 2 基
備 考	